

鳥取県公報

平成 25 年 7 月 19 日(金) 号外第84号

毎週火·金曜日発行

目 次 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(15)(給与課)・・・・・・・・・・2 ◇ 人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則 (16) (") ・・・・・・・・・・・・・3 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(17)(")・・・・・・・4

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月19日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第15号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正後		改正前									
表第1	(第2条、第3	条関係)		另	表第1	(第2条、第3	条関係)						
	組織	職	区分			組織	職	区分					
略					略								
警察	警察本部	部長総括参事官地域統括参事官参事官略	2種		警察	警察本部	部長 総括参事官 地域統括参事官 警衛統括参事官 参事官 略						
	略					略							
略					略								

附則

この規則は、平成25年7月23日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成25年7月19日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第16号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人 事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前									
別表(第2条関係) 1~6 略 7 琴浦町	別表 (第2条関係) 1~6 略 7 琴浦町									
機関職	機関職									
略	略									
教育委員会事務局 教育長 課長 参事	教育委員会事務局 教育長 課長									
略	略									
8~28 略	8~28 略									
備考略	備考略									

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月19日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第17号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後									改正前															
別表	表第2 公安職給料表級別職務分類表 (第2条関係)										別表第 2 公安職給料表級別職務分類表 (第 2 条関係)													
組	組織 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級							維	且織	_	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級				
警	警警略									名	答 誓	ř	略											
察	察	警察本部共通(警	隊員	隊員	分隊長	小隊長	次席	次席	課長	参事官	部長	雾	琴 穷	落 着	警察本部共通(警	隊員	隊員	分隊長	小隊長	次席	次席	課長	参事官	部長
	本	察本部の他の項に			隊員	分隊長	副隊長	副隊長	監査官		総括参		本	K 39	察本部の他の項に			隊員	分隊長	副隊長	副隊長	監査官		総括参
	部	職が掲げられてい				師範	指導官	指導官	物品調		事官		剖	18 H	職が掲げられてい				師範	指導官	指導官	物品調		事官
		る場合は、当該職					通信指	通信指	達官		地域統			Z	る場合は、当該職					通信指	通信指	達官		地域統
		については本項の					令長	令長	企画官		括参事			13	こついては本項の					令長	令長	企画官		括参事
		規定を適用しな					課長補	課長補	監察官		官			共	規定を適用しな					課長補	課長補	監察官		官
		い。)					佐	佐	所長					ι	() _o)					佐	佐	所長		警衛統
							室長補	室長補	隊長											室長補	室長補	隊長		括参事
							佐	佐	室長											佐	佐	室長		官
							隊長補	隊長補	センタ											隊長補	隊長補	センタ		
							佐	佐.	一長											佐.	佐	一長		
							主任師	主任師	場長											主任師	主任師	場長		
							節	爺	広報官											箭	節	広報官		
							. –	た 検視官												た 検視官				
							ОСООШ		節											DOUG	DOUBLE	節		
									上席検													上席検		
									視官													視官		
									管理官													管理官		
	H	略	1	1	1	1	l	1	8-11	1	1		H	略	:		1	l		1	l	8.44.0	1	l
一	備考略										lt	青考												
VIII	TJ PIL											1/6	11-5	P)	TO T									

附 則

この規則は、平成25年7月23日から施行する。